

第二十六回帝國議會 院 營業稅法中改正法律案外三件委員會會議錄(速記)第六回

會議 明治四十三年二月九日午後一時三十分開議

出席委員左ノ如シ

丸山 孝一郎君 望月 右内君 木村 義賢君  
富田 幸次郎君 淺野 陽吉君 守屋 此助君  
鈴木 總兵衛君 岩本 晴之君 齋藤 宇一郎君  
早川 龍介君 駒田 小次郎君 有本 國藏君  
濱名 信平君 富安 保太郎君 山田 桃作君  
才賀 藤吉君 小泉 又次郎君 高原 篤行君  
加藤 政之助君 上柳喜右衛門君 古野 孫太郎君  
川崎 安之助君 大岡 育造君 清水 市太郎君

出席國務大臣左ノ如シ

總理大臣兼 侯爵桂 太郎君  
大藏大臣 大藏書記官 鈴木 繁君

出席政府委員左ノ如シ

大藏次官 若槻禮次郎君 大藏書記官 鈴木 繁君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

相續稅法中改正法律案

通行稅法案

酒精造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル法律案

○委員長(大岡育造君) 是ヨリ所得稅外四件ノ委員會ヲ繼續致シマス、唯今議案ノ手許ヨリ書記官ヲ以テ所得稅法案ヲ政府ガ撤回致シタコトノ通告ヲ得マシテゴザイマス、此段御傳達致シマス

○加藤政之助君 唯今委員長カラ所得稅法案撤回ノ通告ニ接シタト云フコトデアリマスガ、何ノ趣意ヲ撤回サレタカ一向分ラナイガ、政府ハ此間以來段々質問應答ノ結果、是ガ不完全ト認メテ撤回サレタノデアリマスカ

○政府委員(鈴木繁君) 唯今加藤サンカラ撤回ニ付テ御質問デアリマシタガ、政府ハ地租ヲ輕減スルト云フ議論ガ、議院其他民間ノ方デモ非常ニヤカマシイノデアリマス、イロ／＼調査致シマシタ其結果ト致シマシテ、今日地租ヲ輕減スル 必要アルモノト認メタルガ故ニ、地租ヲ八厘ダケ田畑ニ付テ輕減スルト云フコトニナリマシタノデ、是ガタメニ財源ノ缺陷ガ凡九百五十六萬圓ニ上リマシタ、ソレヲ補填スルタメニドウシテモ他ニ財源ヲ求メナケレバナリマセヌ、就テハ所得稅法案ハ其財源ニ充當スルト云フ目的ノタメニ、又先頃來イロ／＼御質問モアリマシテ、尙一層政府ハ慎重ニ審査シタ方宜カラウト云フ聲モアリマスルノデ、此ニ點ヲ以テ一先ツ撤回ノ運ビニ至リマシタ、ソコハドウカ宜シク

○加藤政之助君 尙確メテ置キタイ、サウスルト政府ハ地租輕減ノ財源ガ無イカラ、ソレニ充當スルタメニ撤回スルト云フコトデアルガ、併シ所得稅ハ此儘宜イトハ考ヘナイカラ、何レ再調ヲ要スルト云フ意味ヲ含蓄シテ居ルト云フコトデアリマスルガ、サウスルト現行ノ所得稅ヲ改正シテ、尙適當ノ方法ヲ設ケルト云フコトハ、政府ハ必要ヲ認メテ居ル、明年ニモ再ビ完全ナル案ヲ提供サレルト云フ意味デアリマスカ

○政府委員(鈴木繁君) 固ヨリ所得稅法案ノ改正ハ多年ノ宿題デアリマシテ、政府ニ於テ完全ニ之ヲ改正シナケレバナラヌト云フ希望ヲ有ッテ居リマシテ、今回モ提出致シマシタガ、唯今申上ケル如ク他ノ財源ニ充ルガタメニ、一先ツ撤回スルトニ至リマシタ、勿論政府ハ財源ノ都合ガ付キ種稅ノ權衡如何ヲ願ミテ所得稅ヲ改正スル意思ハ有シテ居リマスカラ、來年ニ於テ或ハ之ヲ輕減スル他ニ財源ガ有リマスレバ、無論提出スルコトニナルデアラウト思ヒマス

○小泉又次郎君 私ハ唯今政府委員ノ答辯ニハ贊スルコトノ出來ナイ一人デゴザイマス、政府ガ慎重ニ熟議シテ適當ナル整理案デアルト確信シテ出シタ案ヲ直ニ撤回スル、ソレハ地租ノ輕減ノ財源ニ充テル云々ト云フコトデアルガ、如何ニモ輕躁的ニ思フガ故ニ、責任アル國務大臣ノ出席ヲ待ツテ、質問ヲシテ確實ナル答辯ヲ得タイ、諸君贊成ヲ願ヒマス

〔贊成〕ト呼フ者多シ

○齋藤宇一郎君 私モ小泉君ニ同意シマス、所得稅案ノ撤回ハ此地租輕減ノ財源ニスルト云フコトハ、唯今政府委員ノ説明ニ據ルト、世間ガ大變ヤカマシイ議會ノ議論ニナッテ居ルカラシテ、其說ヲ容レタラント云フ簡單ナル説明デアルガ、要スルニ是ハ現政府ノ財政計畫ノ根柢ニ變化ヲ來シテ居ルコト、考ヘマスカラ、是非總理大臣兼大藏大臣ノ出席ヲ請ウテ、一應ノ説明ヲ聞イテ、ソレニ依ッテ吾々ハ質問ヲ試ミタイト思ヒマス

○早川龍介君 唯今政府委員ノ答辯ガ、何ダカ少シ斯ウ八厘減ニ何カ極ッデシマッタヤウデスガ、サウデハナイヤウデス、若シサウ云フヤウナコトニスレバ足ラヌヤウニナル、少シ撤回ガ早カッタカ知レマセヌ、併シ案ヲ出シタリ入レタリスルハ政府ノ都合デアリマス、撤回スルト云フコトニナレバ、ソレニ付テ彼此申シテ居ッタコトコトコトコトコトコトコト、是等ハ此議會中ニ政府ノ大臣ノ御質問ニテモ御議論ニテモナレバ宜シイ、本委員會ニハ撤回ニナルト云ハ種ガ無クナッテシマフ譯デアリマスカラ、是ハ是デ進行シテ宜シイト思フ、御進行アランコトヲ希望致シマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○鈴木總兵衛君 私ハ小泉君ニ同意デゴザイマス、此問題ハ自分等が見ルト隨分營業稅等ニ比較スルト完全トハ申サレヌガ、比較的能ク出來タ案デアル、是ガ地稅八厘減ノタメニ撤回ニナルト、果シテ後ノ議會ニ出スヤ否ヤハ不確實デアルカラ、一應確メテ置ク必要ガアル

○委員長(大岡育造君) 撤回サレタ場合ニ於テ委員長ノ手許ニ案ガゴザイマセヌカ

ラ、是ニ依テ政府大臣ヲ呼出スコトハ強ニ參リマセヌガ、併シ折角ノ御希望アリマスカラ、其旨ヲ通シテ、而シテ現ニ手ニアル案ノ進行中ニ、幸ヒ大臣ノ出席ヲ得レバ兩方宜カラウト思ヒマス、所得稅ヲ撤回サレマシタル後ノ順ハ、營業稅アリマスル、ケレドモ是ハ後廻ハシニスルト云フ豫メノ諸君ノ御申合セモアリ、且本年度ノ豫算ニ直接關係シテ居リマセヌカラ、ソレ故ニ之ヲ後ニシテ其次ハ、相續稅法中ノ改正法律案アリマス、是ハモウ質問モ終テ居リマスノデ、豫算ニモ關係ガアリマスカラ討論ニ付シマス

○守屋此助君 私ハ此相續稅法ノコトニ付テ、大體ノコトニ付テ一ツ意見ヲ述ベテ政府ノ意思ヲ能ク承テ置キタイ、唯今ノ説明ニ依ルト所得稅ヲ撤回サレタノハ地租八厘減ト云フコトデ、其爲ニ其財源ニ充ルノデアル、斯ウ云フコトデアル、地租八厘減ノ財源ニハ所得稅法案ヲ撤回シタダケテハ無論足ラヌコト、思フ、ソレ故ニ此點ニ付テハ苟モ政府ガ責任ヲ以テ出シテ居ル、此財政計畫ノ根柢ヲ變ヘルノデアルカラ責任ヲ知テ居ル、内閣大臣ハ無論自己ノ責任トシテ自ラ進シテ要求スルマデモナク、出テ説明サレルコトデアラウト思ヒマシタガ、大臣ノ出ラレナイト云フコトハ、如何ニモ無責任デアル、其事柄ハ暫ク措テ、此缺陷ヲ何々補フカト云ウコトヲ言フテ欲シ、地租八厘減ニ對シテ其財源ハ所得稅ガ幾ラ、其外幾ラ何々々々補フカト云フ此數字ヲ明カニ言フテ欲シ、是ハ大藏大臣ノ口カラ眞面目ニ慎重ニ言フテ欲シイノデアリマス、一體政府ノ國政ニ不熱心ナルト云フコトハ、國民一同ノ憤リヲ招クトコロデアリマスカラ、何々ヲ以テ缺陷ヲ補フト云ウコトヲ言フテ欲イノデアリマス

○委員長(大岡育造君) 政府委員ノ答辯モアリマセウガ、唯今ノ守屋君ノ御質問ハ先刻申シタ通り撤回シタ案ニ付テノ話デアリマスカラ、此委員會ニ於テハ、相續稅ヲ議スルトコロデアリマスカラ……

○守屋此助君 私ノ申シマスノハ地租八厘減ヲサル、ト云フカラ、其爲ニ何々カラ取ルカ、吾々ハ或ハ是ニ反對シナケレバナラヌ、八厘減ノ財源ヲ甲カラ取ルカ乙カラ取ルカ、其事ヲ聞カナケレバ贊否ニ苦シムノデアリマスカラ、何モ死シタ案ニ付テ彼此言フコトハナイ、生キテ居ル唯今ノ當面ノ問題ニナツテ居ル相續稅ハ幾ラ減少スルカ、考ガ善イカ惡イカラ請スルノデ、問題ノ外ニハ少シモ出テ居ラヌト思ヒマス

○委員長(大岡育造君) 相續稅ニ關係ガアルト云フナラ、其關係ニ付テ政府ノ答辯ヲ御聽キナサルコトハ、差支アリマスマイ

○政府委員(鈴木繁君) 唯今守屋君ノ御尋ハ、何レ主管ノ委員ガ御答辯申上ゲマス

○早川龍介君 ツレハ全ク問題外ト思ヒマス

○委員長(大岡育造君) 唯今政府委員中ノ最モ詳シイ人ガ此處ニ出席スルヤウナ順序ヲ執ツテ居ルヤウデアリマス——國務大臣ニモ通ジテアリマス——私カラ傳ヘテモ宜シウゴザイマスケレドモ、直接御尋ノ方ガ明瞭デアラウト思ヒマス、順序ハ小泉君カラ撤回ノ理由ヲ責任アル大臣ノ出席ニ依テ承リタイト云フ御要求デ、大臣ノ出席ヲ求メマシタトコロガ出席ニナリマシタ、其次ガ守屋君ノ御尋デアッタト思ヒマスカラ、此順ヲ取ツタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○小泉又次郎君 國務大臣ノ出席ヲ促シマシタ理由ハ、先程申シマシタ通りデ、苟モ政府自ラ信ジテ出シタト云フ案ヲ忽チ撤回スルト云フコトハ、重大ナル問題デアル、又國民ノ選良トシテ吾々モ此理由ヲ責任アルトコロノ國務大臣ノ説明ヲ求メテ置キマセウケ

レバ、國民ニ對シテ甚ダ責任ガ薄イノデアリマス、先程來政府委員ノ一員トシテ地租ヲ八厘減ニスル、故ニ云々ト云フ御説ガアリマシタガ、甚ダ其説明ハ甘ズルコトガ出來マセヌノデ、幸ヒ國務大臣ガ御出席ニナリマシタ故ニ、責任アルトコロノ理由ヲ明カニ御説明アラシコトヲ希望致シマス

○總理大臣兼大藏大臣(侯爵桂太郎君) 唯今政府ガ所得稅法案ヲ撤回致シマシタコトニ付テ、其理由如何ト云フコトノ御質問ガアツタ、政府ハ此案ニ付テハ、再調査ヲ必要トスルノ理由アツテ撤回ヲ致スコトニ致シマシタ

○加藤政之助君 唯今私ノ説明ニ對シテ政府委員ノ答辯ハ、今ノ大臣ノ答辯トハ趣意ガ違ヒマスカラ、ソコヨ一ツ明瞭ニシテ置キタイ、政府委員ニ私ガ其理由ヲ質問シタトコロガ、政府委員ノ言フニハ、地租ヲ八厘減ニスル、サウシテ其財源ガ外ニナイカラツレニ轉用スル必要ノタメニ、所得稅一面ニ撤回スル、而シテ再調査ノ必要ト云フコトヲ言フタラ、ソレモ一部分アルト云フコトデ一向明瞭デナイ、今大臣ノ説明デハ再調査ヲ爲ヌタメト云フコトデ、其點ガ一致シテ居ラヌ、大臣ノ説明ヲ以テ相當トシテ宜イカ伺ヒタイ

○總理大臣兼大藏大臣(侯爵桂太郎君) 加藤君御質問ノ通り

○守屋此助君 質問ノ通りトスレバ、前ニ政府委員ノ説明シタコト趣意ガ違フヤウニ思ハレル、斯ウナルト以來政府委員ノ言ハル、コトハ、議員トシテ注意シテ聽カナケレバナラヌコトニナル、是ハ正直ノ御話ヲ伺ヒタイ、此地租八厘減ヲスル意思ガアルカナイカ、政府委員ハ八厘減ヲスルタメ財源ヲ得ルタメニ所得稅法案ハ撤回スル、是ガ主たる理由デ、尙附ケタリニ不完全故再調査ヲスルト云フト云フコトデアツタ、地租八厘減ト云フコトハ隠レモノナイ事實デハ、四十二年二月九日午前ニハ日本帝國ノ政治家ノ頭ニハ明カニナツテ居ルコトデアアル、一ツ正直ノ御話ヲ伺ヒタイ

○總理大臣兼大藏大臣(侯爵桂太郎君) 守屋君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、政府委員ハ、斯様々々ニ答ヘ大臣ハ、斯様々々ニ答ヘタ、政府委員ノ答ガ若シ間違ッテ居レバ、政府委員ニ信任ヲ置キ難イト云ハル、ハ御尤千万デアリマス、第二ノ理由トシテ政府委員ハ、説明シタガ知リマセヌガ、本官ノ御答ヲシタノハ、免ニ角所得稅法案ハ再調査スル必要ガアルト云フコトガ是ガ第一ノ理由デ、第二ノ理由トシテハ所得稅法案ヲ撤回シタ以上ハ、是ニ對スル財源ノ應用ハ是ハ致スコトガ出來ルノデアリマス、又地租八厘減ト云フ評判ガアルガ、是ハ政府ハ決心ヲ持ツテ居ルカト云フコトデアリマスガ、八厘ヲ減ズル決心ヲ持ツテ居ルト云フ御答ヲシテ宜シ、故ニ此所得稅法再調査ノタメ財源ガ明イテ居ルナラバ、之ニ應用スルカモ知レヌト云フコトヲ政府委員ガ納辯ノ結果トシテ御答ヲシタカモ知レマセヌガ、ツレハ能ク誠メテ置キマス、本官ガ唯今御答シタコトハ責任ヲ以テ御答シタコト、御承知ヲ願ヒマス

○鈴木總兵衛君 發案當時ニハ勤勞者及農工商ニ普ク減稅スルト云フ趣意デアツテ、比較的宜イモノト信ジテ居リマシタガ、然ルニ今之ヲ撤回ニナリマス、是ハ再ビ次期ノ議會ニ御提出ニナルノデアリマス、其點ヲ伺ヒタイ

○總理大臣兼大藏大臣(侯爵桂太郎君) 鈴木君ノ御問ハ、御尤デアリマス、政府ハ再調査ノ必要ヲ認メ、之ヲ撤回シタノデアリマスガ、先般來明言致シマス通り、政府ハ此稅制整理ヲ財源ノ許ス範圍ニ於テ總テニ向ツテシタイ希望ヲ持ツテ居ルノデ、就中所得稅

ノ如キハ大ナル關係ヲ總テニ持ツテ居ルノデアアルカラ、本年モ提出致シタノデアリマス、トコロガ如何セン再調査ヲ必要ト致シマスヌメ撤回ヲ致シマシタガ、明年ニハ更ニ之ヲ出ス準備ヲ致ス積リテアリマス

○委員長(大岡育造君) 此場合ニ御相談致シマスガ、先日通行税審議ノ際、國務大臣ノ出席ヲ求メマシタガ、時間ノ都合デ出席ヲ得ラレマセヌデシタガ、今日幸ヒ出席デアリマスカラ質問ガアレバ今ナスツテハ如何カト思ヒマス

(「ナイ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) ツレデハ此相續稅ヲ討議ニ付シマス

○早川龍介君 原案ヲ可ト認メマス

○望月右内君 早川君ニ贊成

○清水市太郎君 修正ノ意見ガアリマス、十七條ノ二年ヲ五年ニ改メ、サウシテ附則ニ於テ四十二年四月一日ヨリ施行スルモ、施行前ニ開始シタル相續ニハ法ヲ適用スルコトニナツテ居リマスケレドモ、是ハ折角御延納ヲ延バシタノデアアルカラ、施行前ニ開始シタルモノニモ適用スルヤウニシタイ、過日政府委員モ出來ナイコトハナカラウト云フコトデアリマシタガ、サウ云フ修正ヲ致シタイト思ヒマス

(「ツレハ但書ヲ削ツタ宜カラウ」ト呼フ者アリ)

○清水市太郎君 ツレデモ宜シ

○委員長(大岡育造君) 別ニ御贊成ガ無イヤウデアリマスカラ、贊成ガ無ケレバ成立チマセヌ、此外ニハ修正ガゴザイマセヌカラ原案ニ可決スルコトヲ宣告シ得ルト思ヒマス、御異議ガナケレバ原案ニ可決シタコトヲ宣告致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) 次ハ通行稅デアリマス

○早川龍介君 私ハ第三條ノ「一」「二」「三」ト云フ條項ヲ掲ゲデアリマス、「一」ヲ削除シテ、「二」「三」ヲ「一」「二」ト改メルトニ修正致シタイ

○望月右内君 私ハ早川君ノ說ニ全然同意デアリマス

○才賀藤吉君 前回ニ於テ政府ノ答辯ヲ要求シテ置イタデスガ、マダ彼ノ御答ガ無イヤウデアリマスカラ、通行稅ヲ決シマスニ必要ナコトト思ヒマスカラ御答辯ヲ願ヒタイ

○早川龍介君 委員長カラ御入念ガアツタケレドモ……

○委員長(大岡育造君) モウ質問ハ要ラヌト云フコトデスカラ……

○才賀藤吉君 答辯ヲ費ツタ宜イデス

○政府委員(鈴木繁君) 今ノ御尋ハ通行稅ノ五十哩以上百哩以下ト云フ御話デハナイデスカ 彼ノ調デスカ

○才賀藤吉君 サウデス

○政府委員(鈴木繁君) 彼ハ小田原湯本ノ電氣鐵道ニ關シテ、小田原若クハ湯本カラ新橋マテ通シ切符ヲ取リマス、ツレハヤハリ電車ノ方デ統計ニ載ツテ居リマス……

○才賀藤吉君 電車ト書イテアリマスガ、汽車ト電車ト併用シテ居ルデスカ

○政府委員(鈴木繁君) 是ハ調ガ惡イデス、ツレヲ分割シナケレバナリマセヌ

○才賀藤吉君 是ハ討論ニ這入ツテ居ルデスナ

○委員長(大岡育造君) 最早討論ニ入ツテ居リマス

○淺野陽吉君 私共ハ豫テ通行稅全部ニ反對シテ居ルデス、此案ハ今修正意見モ出タケレドモ、元來政府案ハ一分撤回若クハ輕減案デアル、全部ノ反對ヲ唱ヘテ居ル私共トシテハ否認致シマス、全部ノ否決アランコトヲ望ミマス

○鈴木惣兵衛君 唯今早川君ノ御說ガアリマシタ、一條ニ條ヲ削ツテ第三條以下ヲ活カシテ置クト云フノハ、第三條ノ一ノ市内云々ト云フノハドウナリマス

○早川龍介君 第三條中ノ「一」「二」「三」トアル「一」ヲ削ツテ「二」「三」ト改メルトデアリマス

○小泉又次郎君 私モ淺野君ニ贊成シマス、三條中ノ一ヲ削ツテ骨抜ニシテ何ニモナラヌモノニスルヨリハ、全部否決シテシマフ方ガ宜イ、自分等ハ通行稅全廢ノ意見ヲ持ツテ居リマスノデ、本會ニモ其改正案ヲ出シデアリマス、故ニ其趣意ヲ以テ全部否決スルト云フ淺野君ノ說ニ贊成シマス

(「採決」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) 全部否決スルト云フ御說ト、一部削除スルト云フ此二說ニ歸著スルヤウデアリマス、全部否決スルト云フ方ガ遠ウゴザイマスカラ、淺野君ノ說ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數

○委員長(大岡育造君) 少數デス、早川君ノ說ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 多數

○委員長(大岡育造君) 多數デアリマス、依テ第三條ハ「一」ガ削ラレテ「二」「三」ガ「一」「二」ト改マリマシタ、此餘ニ御修正モ無イヤウデアリマスカラ、他ハ原案ノ通り決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) 次ハ酒精造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル法律案

○早川龍介君 是モ別段ニ改ムルトコロモアリマセヌデ原案ニ贊成致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) 別ニ御異議ガナイヤウデアリマスカラ、原案ノ儘可決シタルコトヲ宣告シマス、而シテ營業稅ニ就キマシテハ更ニ審査ノ日ヲ定メテ公報テ御通知申シマス、今日ハ是デ散會致シマス

午後二時十二分散會

衆議院所得稅法中改正法律案外四件委員會議錄第四回正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
二八	下	二〇	鈴木久五郎君	鈴木惣兵衛君	同	同	三三	鈴木久五郎君	鈴木惣兵衛君

明治四十三年二月九日印刷

明治四十三年二月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局